号外第五十六号

	「名」(本名は語言して、このでは、)
定等(精神障害者に係るものに限る。)る場合を含む。)の規定による指定障害者支援施設のの場合による指定でのできます。	定等(清神障害者こ系るものを涂く。)
3 第三十人条第一頁、第四十一条第四頁(1917年月)	同号4から14までを同号6から21までとし、同号3の次に次のように加える
	『計・2081年1975年2020年1975年2020年1986年1987年1987年1987年1987年1987年1987年1987年1987
別表第二の三の表健康増進課の項第十八号中27を29とし	の下に「(精神障害者に係るものを除く。)」を加え、同号20を同号22とし、同号19中に「(精神障害者に係るものを除く)」を加え、同号22を同号22とし、同号20中・命令」
4 第二十二条の四第四項の規定による精神病院の認定	この情事を記述しているのでは、8~~12~3号・12号・12号・12号・12号・12号・12号・12号・12号・12号・12
3 2 2	आर
とし、3の欠こ欠のようこ加える。別表第二の三の表健康増進課の項第六号中8を9とし、	の三」を「第二十条」に、「盲導犬」を「盲導犬等」に改め、司号8を司号5とし、司別表第二の三の表障害福祉課の項第三号5から7までを削り、同号8中「第二十一条
	న <u>ి</u>
10 第三十三条第四項の規定による精神病院の認定	山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正す
	山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
とし、11の前に次のように加える。	山梨県知事 山 本 栄 彦
別表第二の三の表健康増進課の項第六号中21を22とし、	平成十八年九月二十九日
	山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
議会の意見の聴取っています。これが関連者が発生しています。	山梨県規則第四十七号
26 第八十八条第七項の規定による意見の申述	
命令(精神障害者に係るものを除く。)	山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
25 第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止	務決裁
	規則
査 (精神障害者に係るものを除く。) 2 第7十五条第一項の規定による執色の徴収及で記入	目 次
	力月二十九日
別表第二の三の表障害福祉課の項第十七号に次のように写	山 が リ の は に に に に に に に に に に に に に
指定の変更(精神障害者に係るものを除く。)	

査(精神障害者に係るものを除く。) 第八十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検		
命令(精神障害者に係るものを除く。)(第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の))		
第八十八条第七項の規定による意見の申述		
議会の意見の聴取(第八十九条第五項の規定による地方障害者施策推進協)		

のように加える。 表健康増進課の項第六号中21を22とし、9から20までを11から22まで

10	
第三十三条第四項の規定による精神病院の認定	

のように加える。 表健康増進課の項第六号中8を9とし、4から7までを5から8まで

次のように加える。 表健康増進課の項第十八号中27を29とし、 3から26までを5から28ま

	4 第三十九条第一項の規定による指定障害者支援施設の
	5号《米子母鲁与一个字》(一样字)
	定等へ清神障害者こ系るものこ限る。シ
	る場合を含む。)の規定による指定障害者支援施設の指
	3 第三十八条第一項 (第四十一条第四項において準用す
_	

県 公 報 号 外 第五十六号 平成十八年九月二十九日

Щ

梨

指定の変更(精神障害者に係るものに限る。)	5 第十一条の規定による許可証の再交付
別表第二の三の表健康増進課の項第十八号に次のように加える。	『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』』。『『『『『』』』』。『『『『『』』』。『『『『『』』』。『『『『』』。『『『』』。『『』』。『『『』』。『『』』。『『』』。『
	業許可及び」を削り、同号3を同号4とし、同号2の次に次のように加える。
査 (精神障害者に係るものに限る。) 査 (精神障害者に係るものに限る。)	3 第六条の規定による許可証の交付
命令(精神障害者に係るものに限る。) 31 第八十二条第一項の規定による事業の制限及び停止の	この規則は、平成十八年十月一日から施行する。 附 則
る。) 業の停止及び廃止の命令 (精神障害者に係るものに限 業の停止及び廃止の命令 (精神障害者に係るものに限 32 第八十二条第二項の規定による設備等の改善並びに事	平成十八年九月二十九日 山梨県規則第四十八号 山梨県規則第四十八号
査 (精神障害者に係るものに限る。) 3 第八十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検	牧正する。
命令(精神障害者に係るものに限る。) 34 第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の	又は第三十号様式の二」に改める。 第二十九号様式の三、第三十号様式第二十七条中「又は第二十九号様式の三」を「、第二十九号様式の三、第三十号様式

「第十七条第一項」を「第十六条第一項」に、「漁業許可」を「採捕許可」に、「操業停止」 を「採捕停止」に改め、同号5を同号8とし、同号8の前に次のように加える。 号6中「第二十八条」を「第二十六条第一項」に改め、同号6を同号9とし、同号5中 め、同号7中「第三十一条」を「第二十九条第一項」に改め、同号7を同号10とし、同 2中「第七条第二項」を「第五条第二項」に、「漁業許可期間」を「採捕許可期間」に改 き農水産課の項第七号1中「第四条」を「第三条」に、「漁業」を「採捕」に改め、同号 別表第二の七の表果樹食品流通課の項第三号2中「営業」を「事業」に改め、同表花

第二十九号様式から第二十九号様式の三まで及び第三十号様式を次のように改める。

第二十九条第二項中「、現金領収書原符」を削る。

第二十八条中「、現金領収証書 (第三十号様式)」を削る。

7
第十五条第二
ポ十五条第二項の規定による採捕許可の取消し

「漁業許可」を「採捕許可」に改め、同号4を同号6とし、同号6の前に次のように加え 別表第二の七の表花き農水産課の項第七号4中「第十四条」を「第十三条第一項」に、

納入通知書

年度 山梨県宮病院事業会計	納入通知者	n S	の金	ただし	納期限	金 額	第 号	年度
(全) 日 日 一日 中 一日 中 一日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			山梨県病院事業! 中央銀行へ納入			+		梨県営病院事業
		ш	出納取扱してへだ		Н	+	爂	소計

領収済通知書

7	納		第		,
ただし	納期限	額	号		年度
		漁		納人	
		+		\succ	E
	年	百			梨児
		_			[营]
)	$\overline{\mathcal{H}}$			山梨県営病院事業会計
	月 	+			集 事
		百.			\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	Щ	+			**
		H	選		

上記の金額は領収済につき通知します。

年 月 日

山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行 印

山梨県企業出納員 殿

領収

11111

ただし	納期限	4	徭	4
7	服	額	力口	年度
		億	签	
		+	\succ	E
	年	百		操馬
		+		潜
		Б		規究
	Ħ	7		美事.
		百		山梨県営病院事業会計
	Ш	+		**
		円	既	

上記の金額を領収しました。

Я Н

年

山梨県病院事業出納取扱金融機関 山梨中央銀行 印

山梨

(その1) 第29号様式の2 (第27条関係) 保険外負担 保険/保険外 精神科専門療 法 診療科 氏名 患者番号 ざ・仮 N 選定療養等 -部負担額 再 然料 9 쇸 × 食事療養費 室料差 劉 入院料等 1 盤 圃 类 食事療養費負 担金 初診時自費等 缪 徔 病衣貸与料 医学管理等 # 瀴 蔡 骐 徭 費 照 薬剤料 徔 負担割合 請求期間 発行日 保険区分 歯科選択材料 委託負担額 在宅医療 煣 \succ 年 (自費) 崽 揅 上記のとおり山梨県病院事業出納取扱金融機関 绐 Ш 検査料 山梨中央銀行(中央病院派出)へ納入してください。 1 放射線治療 修正差額 筷 山梨県立中央病院 兼 (自費) 年年 $\stackrel{\square \mu \mu}{+}$ 査 艦 歯冠修復及び 欠損補綴 吋 田田 付添寝具料 画像診断 1 病棟-病室 請求額 合 計 負担額 □Þ шш 管理局長 から \succ 保険/保険外 (食事療養費 を除く。) 院 N 日用品等 銰 平 伝票番号 9 併 採 쇸 保険/保険外 (食事療養費 に限る。) Д 分娩介助料 ¥ Ш =iili 浬 ふ ま (単位 円) リハビリテー ション 領収日付印 保險外負担 患者負担額 $\Box \rangle$ □iili

山梨

県

公

Щ

(その1) 第29号様式の3 (第27条関係) 零 殡 費 徔 \succ 涶 出 # 兼 窟 垃

患者番号 診療科

氏名

診療日 発行目

年年

月月

1

*

来

伝票番号

保險区分

負担割合

礟

保険/保険外 精神科専門療法 患者負担額 初・再診料 医学管理等 渔 部負担額 置 薬剤負担額 # 在宅医療 徭 委託負担額 腬 筷 雽 絙 放射線治療 修正差額 画像診断 歯冠修復及び欠 損補綴 较

шш

揪

注

虎

リハビリテーション

(単位 円)

ψ

9

匌

 $\square \triangleright$

1111

				検査料 (自費)
負担額	수 計			医師面談料
		保険/保険外		日用品等
		保険外負担		

保險外負担

選定療養等

初診時自費

歯科選択材料

⊞uji —

4

9

街

 \forall

#

챛

健診・予防接種 料

株角薬

(自費)

請求額 合 計

上記のとおり終入してください。

山梨県立中央病院 管理局長 프

領収日付印

Щ

梨県

公

報

号 外

第五十六号

平成十八年九月二十九日

七

(その1) 第30号樣式 (第27条関係) Щ 梨 缪 蔡 費 篬 \succ 涶 田 **#** 兼 窟 过 \succ **F** 伝票番号 八

患者番号

霽

請求期間納 期 限

負担割合 保険区分

> 年年 田田 Ш

日から

併 且

アギロ

山梨県立北病院長

哥

領収日付印

寀 僢 女 (単位 負 世 巴

選定療養等

ψ

9

匌

保険診療費		操		初・再診料	
①患者負担額		注	, and	入 院 料 等	
<u> </u>	療法	精神科専門		医学管理等	杂
		柳		在宅医療	<i>7</i> -
		##		檢	
		痽		葅	
:		森		画像診断	簽
②患者負担額	食事 (生活) 療 養費		人院時食事(生活)療養費		
			f) 療養費		
<u> </u>		全		X	
③保險外合計	3	保險外診療費		林量、	保険外

捕 X 盤 1+2+3+4

④消費税等

併 Д Ш

上記のとおり山梨県病院事業出納取扱金融機関

山梨中央銀行へ納入してください。

山梨県病院事業出納取扱金融機関

山梨中央銀行

卍

山梨県企業出納員

礟

Щ

(₹Ø3) 納 期 限保険区分 Щ 患者番号 負担割合 請求期間 初・再診料 銰 保険診療費 採 ①患者負担額 \vdash 注 咒 菜 年年 뽄 翀 缪 精神科専門 療法 医学管理等 田田 蘚 費 日から Ш 領 寀 在 劉 立 伤 済 凩 礟 年 国 糜 涶 出 筷 # 田 ₩ で新田 Œ 葅 徭 绺 压 煣 籅 取 傸 缪 亵 酻 型 金 食事 (生活) 療養費 ②患者負担額 ##E 入院時食事(生活)療養費 聖 ₩ 蒸 山梨県立北病院長 徭 黙 1+2+3+4弘 \succ 咒 ③保険外合計 保険外診療費 \bowtie 疧 1111 伝票番号 倹 챛 癸 ④消費税等 N 選定療養等 領収日付印 (単位 負 9 苗 田 街

第三十号様式の次に次の一様式を加える。	平成十八年九月二十九日	第五十六号	山梨県公報号外
第三十号様式の次に次の一様式を加える。			
		様式を加える。	第三十号様式の次に次の

第30号様式の2(第27条関係)

(₹01) 請 求 日 保険区分 患者番号 上記のとおり納入してください。 ①患者負担額 負担割合 注 ・段 再診料 樫 精神科専門 療法 医学管理等 年 寀 刎 在 渔 Я Ж 糜 凩 費 Ш 置 糜 兖 領収日付印 # 検 \succ 闽 查 慼 徭 知 画 腬 籅 **#** 傸 兼 侧 鲆 型 괊 坛 保険診療費 投 眦 艦 採 * 盤 * 山梨県立北病院長 (1)+(2)+(3)②保險外合計 保険外診療費 * \bowtie 籴 **#** 籢 챛 孥 伝票番号 프 ③消費税等 A 選定療養等 (単位 負 9 茁 巴 街

Щ

梨県公

報号

外

第五十六号

平成十八年九月二十九日

	①+②+③	i 快 額					
				領収日付印			
③消費税等	②保険外合計				1		()患者負担額
		j.					
その他	保険外診療費	保險診療費	麻 酔	手術	処置	精神科専門療法	注射
選定療養等	文書料	投業	画像診断	検査	宅医療	医学管理等 在	初·再診料
个 負 担	保険外		険			保	
(単位 円)					月日	弁	請 求 日保険区分負担割合
				费			患者番号
伝票番号		(坂 書 控 (療 費 領	鬱		
							(₹∅3)
						ター 第五十六号	山秀県2軒号

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

業財務規則第二十七条の規定により送付された納入通知書とみなす。 条の規定により送付されている納入通知書は、この規則による改正後の山梨県病院事2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県病院事業財務規則第二十七

山梨県規則第四十九号

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

深県知事 山 本 栄 彦

山梨県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 山梨県立自然公園条例施行規則(昭和三十三年山梨県規則第二十二号)の一部を次の

から。 で、水道法(昭和三十三年法律第七十九号)」に改め、同条第十六号を次のように改帯を除く。)」を加え、同条第六号の三中「下水道法(昭和二十三年法律第七十九号)」築し」の下に「、改築し」を加え、同条第六号の二中「河川管理施設」の下に「(樹林第十八条第一号中「又は増築する」を「、又は増築する」に改め、同条第六号中「新

と。第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するこ第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するこ十六(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律

を次のように改める。 第十八条第二十一号の七中「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二十二号

又は工作物等に表示すること。 二十二 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、

規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。二十七の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の二十七号の二十四までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の十一の次に次の一号を加える。第十八条中第二十七号の二十五を第二十七号の二十六とし、第二十七号の十二から第

三十四 道路、駐車場、運動場、 芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状第十八条中第三十三号を第三十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)。 に計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものにであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に

- 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

、 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

繰り下げ、第二十八号の次に次の一号を加える。 第十八条中第三十二号を第三十三号とし、第二十九号から第三十一号までを一号ずつ 工作物の新築等に着手する日の十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

二十九 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

第十三号の次に次の一号を加える。第二十五号まで、第二十六号又は第二十七号」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第二十条の二第一号中「又は第二十二号から第二十七号まで」を「、第二十二号から

基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)。 を計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに、知事に提出されたものにであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載しまし、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変出が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するが可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施する。 駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回土四 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

二 工作物の新築等に着手する日の十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

附則

この規則は、公布の日から施行する。

回復が可能な場所において、

地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施

発行者	山梨県バ
梨県	山梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第五十六号
	平成十八年九月二十九日
印刷所(株サンニチ印刷)田	/E
甲府市北口二丁目六番	
	-
	